

資料提供



令和2年5月22日

担当課	障害者支援課・指導監査課
担当者	西岡・高垣
電話	(073)435-1060 (073)435-1319
内線	5130・5293

障害福祉サービス事業所の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第50条第1項第5号及び第8号等の規定に基づき、次のとおり行政処分（指定等の取消し）を行います。当該処分については、令和2年5月19日付け事業者に通知しました。

1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	社会福祉法人樫の木福祉会 理事長 南 有紀 (和歌山市手平6丁目112-3)
事業所名 (事業種別) ・所在地	ほかほか共同作業所(生活介護及び就労継続支援B型の多機能型事業所) ※所在地は和歌山市手平6丁目112-3
指定等年月日	平成19年11月1日 (県指定)

2 指定取消し年月日

令和2年7月1日 (水)

3 指定取消し理由

- (1) 介護給付費及び訓練等給付費の不正受給（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
平成28年12月から令和元年5月サービス提供分まで減算を行うべきところ、減算を行わずに満額請求していた。
- (2) 障害福祉サービスに関する不正（障害者総合支援法第50条第1項第10号）
昨年度の実地指導の直前に、作成を怠っていた個別支援計画をまとめて偽造作成し、当初から適切に作成されていたものであると報告した。

4 現在までの経緯

令和元年6月25日に実地指導を実施したところ、運営規程等の一部修正並びに算定誤りによる報酬の一部返還等の指摘・指導を行い終了した。翌26日、障害者支援課へ匿名による封書が送付されたため、前日に実地指導を終えていたが、不正な手段により個別支援計画を作成したのではないかとの疑義が生じ、翌27日に監査へ移行し指導監査課において調査を実施した。事実確認を行うとともに、関係資料の貸与や必要書類の提出等を踏まえ内容を精査した結果、返還金額（概算）を算定し、令和2年3月13日付けで事業所あてに監査結果通知を送付した。

5 指定取消しに伴う返還金額

合計返還金額 26,624,618円

(内訳) 個別支援計画未作成減算に伴う影響額 25,655,491円

算定誤りによる報酬の一部返還等の額 969,127円

※生活介護サービス費及び就労継続支援B型サービス費における個別支援計画未作成減算に伴う返還額分(18,325,351円)に40%割増分を加算した額を、また、算定誤りによる報酬の一部返還等の額の返還を求める。(障害者総合支援法第8条第2項)

6 行政処分による当該法人への影響

事業の指定等が取り消されると、その日から5年の間は障害福祉サービス事業の指定及び指定の更新を受けることができない。(障害者総合支援法第36条第3項第6号)

7 利用者への対応

関係機関と連携を図り、他の事業所等の受入先を確保する。